

設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

## 令和8年設楽町規則第10号

設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年設楽町規則第32号)の一部を次のように改正する。

第24条中「設楽町職員の旅費に関する条例(平成17年設楽町条例第57号)」を「設楽町職員の旅費に関する条例(令和8年設楽町条例第12号)」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年設楽町規則第32号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、<u>設楽町職員の旅費に関する条例（令和8年設楽町条例第12号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、<u>設楽町職員の旅費に関する条例（平成17年設楽町条例第57号）</u>の定めるところによる。</p>